

2020年3月期 決算留意事項



公認会計士 清水 巧

公表時点で最終化されていない会計基準等等については、公開草案の概要を紹介しているため、最終基準等に変更される可能性があります。
なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

I. 税効果会計関係

- ・ 概要
- ・ 税率
- ・ 法定実効税率
- ・ 連結納税制度

II. 改正実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」の公表

- ・ 概要
- ・ 平成30年9月14日公表
- ・ 2019年6月28日公表

III. 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正

- ・ 概要
- ・ 2019年3月期
- ・ 2020年3月期

IV. 監査上の留意事項

- ・ 開示書類におけるその他の記載内容に関する手続
- ・ 会社計算規則の改正
- ・ 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の改正
- ・ 内部統制監査
- ・ 経営者確認書
- ・ 会長声明

V. 会計基準等の公表

- ・ 時価算定会計基準等
- ・ 改正企業結合会計基準
- ・ 公開草案

I . 税効果会計関係

I. 税効果会計関係 概要

平成31年度税制改正において、法人事業税の一部を国税である**特別法人事業税**として徴収し、それを各地方自治体に適正に配分することとされた。それに伴い、**法人事業税の税率自体も変更**される。本改正は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度について適用される。

令和2年3月期決算においては、令和2年4月1日以後に解消する見込みの一時差異等に対して乗じる税率を用いて法定実効税率を計算するので、この特別法人事業税と令和元年10月1日以後に開始する事業年度について適用される法人事業税の税率を用いて計算することになる。

また、令和元年10月1日以後に開始する事業年度について適用される法人事業税率に対応して、法人事業税に超過税率を適用する8都府県は、すでに条例改正を行っているので、改正後の超過税率を確認する必要がある。

なお、令和2年度税制改正により、**グループ通算制度**が導入される見込みであるが、これに対応する税効果会計の取扱いについて、企業会計基準委員会において審議が行われると予想されるので、その動向を確認する必要がある。

法定実効税率は、利益に関連する金額を課税標準とする税金のみに限定して計算される。利益に関連する金額を課税標準とする税金は、**法人税**、**法人住民税(法人税割)**および**法人事業税(所得割)**の3つである。

I . 税効果会計関係 税率①

< 法人の税率一覧表の概要（標準税率） >

税目	税率区分等	税率(%) 2018/4～2019/9	税率(%) 2019/10～ (改正前の予定)	税率(%) 2019/10～(改正後)
法人税(資本金額1億円超)	一律	23.2	23.2	23.2
法人税(中小法人)	年800万円以下	15	15	15
	年800万円超	23.2	23.2	23.2
法人住民税(法人税割額)	道府県民税分	3.2	1.0	1.0
	市町村民税分	9.7	6.0	6.0
	合計	12.9	7.0	7.0
法人住民税(均等割額)	資本金等の額・従業者数等に応じて区分	県等：2万円～80万円 市町村：5万円～300万円	同左	同左
地方法人税(国税・地方交付税)	一律	4.4	10.3	10.3
・ 資本金額1億円超	法人事業税	年400万円以下 年800万円以下 年800万円超 付加価値割 資本割	0.3 0.5 0.7 1.2 0.5	1.9 2.7 3.6 1.2 0.5
	地方法人特別税(国税・地方贈与税)	法人事業税(所得割額) × 税率	414.2	廃止
	特別法人事業税	法人事業税(所得割額) × 税率	—	—
				260.0
・ 中小法人	法人事業税	年400万円以下 年800万円以下 年800万円超	3.4 5.1 6.7	5.0 7.3 9.6
	地方法人特別税(国税・地方贈与税)	法人事業税(所得割額) × 税率	43.2	廃止
	特別法人事業税	法人事業税(所得割額) × 税率	—	—
				37.0

I. 税効果会計関係 税率②

1. 法人税

法人税の適用税率は、外形標準課税適用法人および外形標準課税適用外法人に共通して、平成30年4月1日以後に開始する事業年度について、**23.2%**が適用される(軽減税率は捨象)。

税効果会計では、一時差異等の解消時期に応じて適用する税率を判断するため、令和2年3月期決算における法定実効税率の計算については、この税率を用いることになる。

2. 法人住民税(法人税割)

消費税の税率の引上げ措置が、令和元年10月1日まで2年6ヵ月延期されたことに伴い、**法人住民税法人税割の税率引下げ**および**地方法人税の税率引上げ**も、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用とされた。

一時差異等の解消時期に適用される税率を用いて法定実効税率を計算することになるので、令和2年3月期決算では表の税率を用いて計算するが、法人住民税法人税割および地方法人税の合計税率は17.3%(標準税率)で変わらないため、法定実効税率に実質的に影響はない。

3. 法人事業税(所得割)

消費税の引上げ措置が、令和元年10月1日まで2年6ヵ月延期されたことに伴い、**地方法人特別税の廃止**および**法人事業税への復元**も、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用と改められることとされた。また、平成31年度税制改正により、法人事業税の一部を国税である**特別法人事業税として徴収**することとする改正が行われた。それに対応する新たな法人事業税率が定められた。

法定実効税率の計算においては、表の税率を用いる。ただし、令和元年10月1日以後に開始する事業年度について、地方法人特別税が廃止され、代わって特別法人事業税が導入されたが、トータルの税源は変わらない。**法定実効税率には、実質的に影響のない改正であると考えられる。**

I . 税効果会計関係 法定実効税率①

		標準税率かつ外形標準課税適用法人		
		2018年4月1日以降		
法人税		23.2%		
		2016年4月1日 ~2019年9月30日	2019年10月1日~	
法人住民税	都道府県民税	3.2%	1.0%	-2.2%
	市町村民税	9.7%	6.0%	-3.7%
	小計	12.9%	7.0%	-5.9%
地方法人税		4.4%	10.3%	5.9%
	計	17.3%	17.3%	0.0%
法人事業税	年800万円超	0.7%	1.0%	0.3%
	付加価値割	1.2%	1.2%	0.0%
	資本割	0.5%	0.5%	0.0%
地方法人特別税		所得割 × 414.2%	—	廃止
特別法人事業税		—	所得割 × 260.0%	新設
		2019年4月1日以降	2020年4月1日以降	
法定実効税率		29.74%	29.74%	

法人住民税法人税割の税率引下げ

地方法人税の税率引上げ

法人事業税への復元

地方法人特別税の廃止

特別法人事業税（国税として徴収し、各自治体に配分）

I. 税効果会計関係 法定実効税率②

標準税率かつ外形標準課税適用“外”法人

法人税	2018年4月1日以降	
	23.2%	

		2016年4月1日 ~2019年9月30日	2019年10月1日~	
法人住民税	都道府県民税	3.2%	1.0%	-2.2%
	市町村民税	9.7%	6.0%	-3.7%
	小計	12.9%	7.0%	-5.9%
地方法人税		4.4%	10.3%	5.9%
	計	17.3%	17.3%	0.0%
法人事業税	年800万円超	6.7%	7.0%	0.3%
地方法人特別税		所得割 × 43.2%	—	廃止
特別法人事業税		—	所得割 × 37.0%	新設

-5.9% 法人住民税法人税割の税率引下げ

5.9% 地方法人税の税率引上げ

0.0%

0.3% 法人事業税への復元

廃止 地方法人特別税の廃止

新設 特別法人事業税（国税として徴収し、各自治体に配分）

法定実効税率	2019年4月1日以降	2020年4月1日以降
	33.59%	33.58%

I . 税効果会計関係 法定実効税率③

		東京都かつ外形標準課税適用法人		
法人税		2018年4月1日以降		
		23.2%		
法人都民税	道府県民税	2016年4月1日 ~2019年9月30日	2019年10月1日~	
	市町村民税	4.2%	2.0%	
	小計	12.1%	8.4%	
地方法人税		16.3%	10.4%	-5.9%
		4.4%	10.3%	5.9%
	計	20.7%	20.7%	0.0%
法人事業税	年800万円超	0.88%	1.18%	0.3%
	付加価値割	1.26%	1.26%	0.0%
	資本割	0.525%	0.525%	0.0%
地方法人特別税		所得割× 414.2%	—	廃止
特別法人事業税		—	所得割× 260.0%	新設
		2019年4月1日以降	2020年4月1日以降	
法定実効税率		30.62%	30.62%	

		東京都かつ外形標準課税適用“外”法人		
		2018年4月1日以降		
		23.2%		
		2016年4月1日 ~2019年9月30日	2019年10月1日~	
		4.2%	2.0%	
		12.1%	8.4%	
		16.3%	10.4%	-5.9%
		4.4%	10.3%	5.9%
		20.7%	20.7%	0.0%
		7.18%	7.48%	0.3%
		—	—	
		—	—	
		所得割× 43.2%		廃止
			所得割× 37.0%	新設
		2019年4月1日以降	2020年4月1日以降	
		34.59%	34.59%	

I. 税効果会計関係 連結納税制度

■ 連結納税制度見直し対応で税効果会計の特例を検討

・令和2年度税制改正法案が2020年3月31日までに国会で可決、成立した場合、税効果会計基準適用指針第44項(いわゆる「**成立日基準**」)に従い、2020年3月期決算において、グループ通算制度の規定に基づきどのように税効果会計を適用するかが論点となる。

・グループ通算制度移行への対応として、連結納税制度に関する会計上の取扱いが規定されている実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」および実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」の改廃等を含めた対応を検討することとされていた。

・ただし、グループ通算制度に基づいた税効果会計の考え方の整理を行うためには一定の時間を要するため、2020年3月期決算対応として、以下の措置が提案された(実務対応報告公開草案第58号連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い(案)2020年2月13日)。

- ① グループ通算制度への移行およびグループ通算制度の移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目の改正に係る税効果会計の適用に関しては、税効果会計基準適用指針第44項(いわゆる「**成立日基準**」)の適用を**2020年税制改正が行われる前の税法の規定に基づくことができる**とする、**特例的な取扱い**を定める。
- ② 特例的な取扱いの対象は改正法人税法の成立日において連結納税制度を適用している企業及び改正法人税法の成立日より後に開始する事業年度から連結納税制度を適用する企業とする。
- ③ 特例的な取扱いの適用期限は、「企業会計基準委員会が実務対応報告第5号等の改廃を行うまでの間」とする。
- ④ 特例的な取扱いは選択適用とする。
- ⑤ 特例的な取扱いを適用した場合、その旨を注記する。

Ⅱ．改正実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」の公表

Ⅱ. 改正実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」の公表 概要①

■2018年に改正された実務対応報告18号等の概要等

連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計方針は原則として統一するとされている(連結会計基準17項)。

ただし、在外子会社の財務諸表がIFRS又は米国会計基準に準拠して作成されている場合、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができるものとされている。

この場合であっても、のれんの償却など**5項目**については、当該修正額に重要性が乏しい場合を除き、連結決算手続上、当期純利益が適切に計上されるよう**当該在外子会社等の会計処理を修正しなければならない**とされている(実務対応報告18号 当面の取扱い)。

これは当該項目のIFRS又は米国会計基準に準拠した会計処理が、我が国の会計基準に共通する考え方と乖離(かいり)するものであり、一般に当該差異に重要性があるため、修正なしに連結財務諸表に反映することは合理的でなく、その修正に実務上の支障は少ないと考えられたことによるものである(実務対応報告18号 本実務対応報告の考え方)。

なお、実務対応報告18号で示される「修正5項目」以外についても、「**明らかに合理的でないと認められる場合**」には、**連結決算手続上で修正を行う必要がある**ことに留意するとされている(実務対応報告18号 当面の取扱い)。

Ⅱ. 改正実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」の公表 概要②

改正前の実務対応報告第18号では、IFRSや米国会計基準に基づいて作成された在外子会社等の会計処理を修正しなければならない項目として、以下の4つを列挙していた。

1. のれんの償却
2. 退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理
3. 研究開発費の支出時費用処理
4. 投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価

追加

5. 資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整

Ⅱ. 改正実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」の公表 平成30年9月14日①

平成30年9月14日に、企業会計基準委員会(ASBJ)より本実務対応報告が公表されている。

1. 会計処理

実務対応報告第18号の改正として、在外子会社等においてIFRS第9号「金融商品」を適用し、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合に、**当該資本性金融商品の売却損益相当額及び減損損失相当額を当期の損益として組替調整することを修正項目に加えた。**

項目	日本基準	IFRS	実務対応報告18号の取扱い(※2)
資本性金融商品	評価差額をその他の包括利益(OCI)に計上(リサイクリングあり)(※1)	評価差額を当期の損益又はOCIに計上(リサイクリングなし)	評価差額をOCIに計上している場合、売却損益相当額及び減損損失相当額を当期の損益として修正

(※1)売却時又は減損時に、累積されたOCIを当期の損益に計上すること

(※2)「当面の取扱い」によりIFRSに準拠して作成された在外子会社等の財務諸表を連結決算手続上利用する場合

2. 適用時期

原則として平成31年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用する。

また、早期適用等も認められ、適用時期に応じた定めを設けている。

Ⅱ. 改正実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」の公表 平成30年9月14日②

	在外子会社等	連結財務諸表
概要	在外子会社等が国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」(以下、「IFRS第9号」という。)を適用し、資本性金融商品の公正価値の 事後的な変動をその他の包括利益 に表示する選択をしている。	左記の場合、親会社における日本基準の連結財務諸表作成に当たり、以下の 組替調整を行う修正項目を追加 している。
会計処理	当該資本性金融商品の公正価値の変動から生じる利得や損失はその他の包括利益に計上され、売却等があった場合でも 純損益への組替調整(リサイクリング) はIFRS上行われない。	■資本性金融商品の売却を行ったときに、連結決算手続上、取得原価と売却価額との差額を当期の損益として計上するよう修正する。 ■企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の定め又は国際会計基準第39号「金融商品:認識及び測定」の定めに従って減損処理の検討を行い、減損処理が必要と判断される場合には、連結決算手続上、評価差額を当期の損失として計上するよう修正する。

注)資本性金融商品:業務提携等の目的で保有している他の企業の株式

Ⅱ. 改正実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」の公表 2019年6月28日①

2019年6月28日に、企業会計基準委員会(ASBJ)より本実務対応報告が公表されている。

1. 会計処理

国際財務報告基準第16号「リース」及び米国会計基準会計基準更新書第2016-02号「リース(Topic 842)」を対象に、修正項目として追加する項目の有無について検討を行った結果、**新たな修正項目の追加を行わない**。

実務対応報告18号の「当面の取扱い」を適用し、在外子会社がIFRS又は米国会計基準に準拠して会計処理を行った財務諸表を連結決算手続上で取り込んでいる場合、IFRS第16号等のリース取引を「日本基準」(リース取引会計基準)に修正することなく、**オンバランスされた在外子会社のリース取引が親会社の連結財務諸表に取り込まれることになる**。

2. 適用時期

公表日(2019年6月28日)以後適用する。

Ⅱ. 改正実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」の公表 2019年6月28日②

	在外子会社等が国際財務報告基準(IFRS)第16号「リース」(以下、IFRS第16号「リース」という。)を適用した場合	在外子会社等が米国会計基準会計基準更新書第2016-02号「リース(Topic 842)」(ASU第2016-02号「リース」という。)を適用した場合
借手の処理	従来のオペレーティング・リースとファイナンス・リースという2つの会計モデル(いわゆるデュアルモデル)がなくなり、原則として全てのリース取引について使用権資産とリース負債が認識されることになる。 一方で、利息の計上に伴ってリース負債を増額し、リース料の支払に伴ってリース負債を減額する。また、使用権資産は、IAS第16号「有形固定資産」に従って減価償却を行う。	従来のオペレーティング・リースとファイナンス・リースの2つの会計モデルは残っているものの、IFRS第16号と同様に、ほぼ全てのリースに関して、借手が使用権資産及びリース負債を認識することになる。 ファイナンス・リースでは減価償却費と金利費用を別々に認識し、オペレーティング・リースではリース費用のみを認識することになる。

Ⅲ.「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正

Ⅲ.「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正 概要①

金融審議会から、平成30年6月28日に、「ディスクロージャーワーキング・グループ報告-資本市場における好循環の実現に向けて-」(以下、「DWG報告」という)が公表され、その提言を受けて、平成31年1月31日付で「**企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令**」(以下、「開示府令」という)が公布された。

DWG報告の公表は、企業や投資家を取り巻く経済環境が大きく変化する中、資本市場の機能の発揮を通じ、我が国全体の最適な資金フローを実現し、企業価値の向上およびその果実の家計への還元につなげるという好循環を実現することが求められているという問題意識を踏まえたものと考えられる。

項目	DWG報告の内容
「財務情報」、「記述情報」の充実	財務情報および財務情報をより適切に理解するための記述情報の充実(例えば、経営戦略、経営者による経営成績等の分析(MD&A)、リスク情報など)
建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供	企業と投資家との対話の観点から求められるガバナンス情報の提供(例えば、役員報酬の算定方法、政策保有株式の保有状況など)
情報の信頼性・適時性の確保に向けた取り組み	情報の信頼性を投資家が判断する際に有用な情報の充実と、情報の適時な提供(例えば、監査人の継続監査期間など)
その他の課題	EDINETの利便性の向上、有価証券報告書の英文による開示の推奨など

Ⅲ.「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正 概要②

最近のディスクロージャー制度の動向

2017年3月期～	2018年3月期～	2019年3月期～	2020年3月期～
■経営方針等の記載追加 ・項目名が「対処すべき課題」から「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に変更 ・以下の記載項目が追加 - 経営方針・経営戦略等 - 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の内容 - 経営環境	■開示内容の共通化・合理化 ・有価証券報告書及び事業報告における大株主の状況に係る記載の共通化 ・新株予約権等の記載の合理化 ・有価証券報告書における「大株主の状況」等の記載時点を、事業年度末から、原則として議決権行使基準日へ変更 ■非財務情報の開示充実 ・「事業等の概要」及び「生産、受注及び販売の状況」を「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に統合した上で、記載内容を整理 ・経営成績等の状況の分析・検討の記載を充実	■ガバナンス情報の拡充 ・監査の状況 - 会計監査の状況（監査人の選定理由・評価） ・役員報酬 ・政策保有株式 等	■記述情報の充実 ・経営戦略、MD & A、リスク情報等 ■監査関係の情報の充実 ・監査役会等の活動状況 ・監査人の継続監査期間 等
2017年2月14日 内閣府令 第2号	2018年1月26日 内閣府令 第3号	2019年1月31日 内閣府令 第3号	

Ⅲ.「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正 概要③

項目		平成31年3月期	令和2年3月期
主要な経営指標等の推移	記載上の注意(25)	適用	
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	記載上の注意(30)	(早期適用可)	適用
事業等のリスク	記載上の注意(31)	(早期適用可)	適用
経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	記載上の注意(32)	(早期適用可)	適用
コーポレート・ガバナンスの概要	記載上の注意(54)	適用	
財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	記載上の注意(54)c	(早期適用可)	適用
役員の状況	記載上の注意(55)	適用	
監査の状況	記載上の注意(56)	適用	
監査役及び監査役会の活動状況、継続監査期間等	記載上の注意(56)a (b),d(a) ii	(早期適用可)	適用
監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬等	記載上の注意(56)d(f) i ~ iii	適用 (経過措置あり※)	(経過措置なし)
役員報酬等	記載上の注意(57)	適用	
株式の保有状況	記載上の注意(58)	適用	

Ⅲ.「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正 概要④

※ 改正後の監査報酬に係る規定は平成31年3月期から適用されるが、平成31年3月期に経過措置を適用する場合には、旧規定が適用される。

改正に関して、「**「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(2019年1月31日 金融庁)**」が公表されている。

なお、開示にあたっては、金融庁から「**記述情報の開示の好事例集(2019年12月20日)**」が公表されているので、それを参考としつつ、自社の状況等を十分に踏まえた開示を行いように対応する必要がある。

Ⅲ.「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正 2019年3月期①

【主要な経営指標等の推移】

■最近5年間の株主総利回りの推移について、提出会社が選択する株価指数における最近5年間の総利回りと比較して記載

（留意事項）

- ・比較指標として選択した株価指数の表示に留意（配当込みかどうか）
- ・株主総利回りの算出方法に留意
- ・株主総利回りに関する欄外注記に留意（グラフ、算出方法または基準値の記載等）
- ・2020年3月期に係る有価証券報告書の株主総利回りの計算に当たっては、分母となる当事業年度の5事業年度前の末日の株価が更新されるため、毎事業年度の数値について再計算する必要があることに留意

Ⅲ.「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正 2019年3月期②

株主総利回り計算方法

株主総利回り（トータルシェアホルダーリターン）とは、株式投資により得られた収益（配当とキャピタルゲイン）を投資額（株価）で割った比率をいう。

開示府令で規定する計算式

（各事業年度末日の株価＋当事業年度の4事業年度前から各事業年度までの1株当たり配当額の累計額）／当事業年度の5事業年度前の末日の株価

【計算式】

	5事業年度前	4事業年度前	3事業年度前	2事業年度前	1事業年度前	当事業年度
株価	A	B	C	D	E	F
配当		a	b	c	d	e
配当累計		a	a+b	a+b+c	a+b+c+d	a+b+c+d+e
株価＋配当累計		B+a	C+a+b	D+a+b+c	E+a+b+c+d	F+a+b+c+d+e
株主総利回り		$(B+a)/A$	$(C+a+b)/A$	$(D+a+b+c)/A$	$(E+a+b+c+d)/A$	$(F+a+b+c+d+e)/A$

【計算用】

	X-5期	X-4期	X-3期	X-2期	X-1期	X期
株価						
配当						
配当累計		0	0	0	0	0
株価＋配当累計		0	0	0	0	0
株主総利回り		#DIV/O!	#DIV/O!	#DIV/O!	#DIV/O!	#DIV/O!

水色に着色したセルに株価、配当を入力すると、上記の計算式に従って各期の株主総利回り等が自動計算さ

※株主総利回りの計算に当たっては、基準となる当事業年度の5事業年度前が毎年変わるため（例えば、2019年3月末の基準年は2014年3月末、2020年3月末の基準年は2015年3月末）、毎年計算し直す必要があります。

Ⅲ.「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正 2019年3月期③

【監査の状況】

■会計監査に関する情報の充実

・監査役会等による監査人の選任・再任の方針及び理由

・会計監査人の選定方針と理由

当社は会計監査人の再任、解任、不再任および選任の決定の方針を次のとおりとしています。

(a)会計監査人の任期は1年とし、再任を妨げない。

(b)会計監査人の解任、不再任および選任は、監査役会において、これを株主総会の付議議案とする旨決議する。再任および選任のための会計監査人の選定については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を持続的に実施できる体制を構築していることを評価・確認のうえ監査役会にて決議する。

(c)当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反または抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合、及び、監査契約に違反した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることが妥当かどうかを監査役会にて検討する。

(d)監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役の全員の同意に基づき会計監査人を解任することができる。

監査役会は第100期事業年度の会計監査について下記の項目・プロセスについて評価を実施しその妥当性を確認し、第101期事業年度における会計監査人の再任決議を行いました。

Ⅲ.「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正 2019年3月期④

【監査の状況】

■会計監査に関する情報の充実

・監査人の評価

・監査役会による会計監査人の評価

監査役会は会計監査人の評価を以下の項目で実施しております。

- ・会計監査人としての相当性
- ・監査チームの期初・期中・期末の監査対応
- ・監査報酬決定プロセス

また監査役会は上記3項目の評価を以下のプロセスを通じて実施しております。

- ・会計監査人による自己評価の確認および会計監査人のマネジメント、監査責任者及び補助者等からのヒアリング
- ・業務執行部門(経理部、内部監査部等)の会計監査人评价の確認および業務執行部門の責任者、担当者等からのヒアリング

再任決議にあたり、更なる監査品質向上に向けて、当社事業の多様化・複雑化による高度な会計論点、監査論点への対応力の必要性に鑑み監査責任者及び補助者の長期的なサクセッションプランの適時な意見交換の実施について会計監査人と摺り合わせを行っております。

Ⅲ.「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正 2019年3月期⑤

【監査の状況】

■会計監査に関する情報の充実

・監査報酬の同意理由

④監査報酬の内容等

(c)監査報酬の決定方針

監査報酬の決定にあたっては、監査計画の内容や従前の会計年度における職務執行状況等を踏まえ、監査品質の維持・向上と監査の効率的な実施の両立の観点から、監査手続の工程確認や会計監査人と執行業務部門との役割分担、個別案件の論点整理を実施し、監査時間の透明化を進め、報酬額を最適化する方針としております。

加えて、四半期毎に予実管理及び増減理由の分析、効率化の検討およびその進捗の確認を実施し、適時に会計監査人と協議しております。

上記方針に沿って監査報酬の妥当性を確認し、監査役会の同意を得て最終決定しております。

(d)監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の評価の中で監査報酬決定プロセスについても確認を行なっております。その状況も踏まえ取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

【役員報酬等】

■報酬プログラム…**報酬の決定・支給の方法やこれらに関する考え方**を具体的に分かりやすく記載

- ・固定報酬、短期の業績連動報酬(賞与)、中長期の業績連動報酬(ストックオプション等)それぞれの算定方法
- ・固定報酬と短期・中長期の業績連動報酬の支給割合
- ・役職ごとの支給額についての考え方
- ・役員報酬の算定方法にKPI等の指標が関連付けられている場合には、その指標と指標の選定理由、業績連動報酬への反映方法
- ・報酬総額等を決議した株主総会の年月日及び決議内容等

■報酬実績…**実績と報酬プログラムが整合的か等を確認**できるようにするために、以下を記載

- ・当期の報酬額に決定した理由、当期のKPIの目標と実績の達成度
- ・固定報酬と業績連動報酬の支給割合の実績、支給された報酬の状況等

■報酬決定の枠組み…**報酬決定プロセスの客観性・透明性のチェック**を可能とするため、以下を記載

- ・算定方法の決定権者、その権限及び裁量の範囲
- ・報酬委員会がある場合にはその位置付け・構成メンバー
- ・取締役会・報酬委員会の報酬決定に関する具体的活動内容等

Ⅲ.「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正 2019年3月期⑦

【株式の保有状況】

■株式の保有状況(政策保有株式)に係る記載事項等

- ・純投資と政策投資の区分の基準及び考え方
- ・政策保有に関する**保有方針**、**保有の合理性**を検証する方法及び**個別銘柄の保有の適否**に関する取締役会等における検証の内容
- ・株式数が増加した銘柄数・取得価額の合計額・増加の理由、株式数が減少した銘柄数・売却価額の合計額
- ・固有の政策保有株式の保有目的・効果について、提出会社の経営方針・経営戦略等、事業内容及びセグメントと関連付け、**定量的な保有効果**(記載が困難な場合は、その旨及び保有の合理性を検証した方法)
- ・個別銘柄の開示対象の拡大(30銘柄→60銘柄)
- ・提出会社が政策保有株式として株式を保有している相手方が、当該提出会社の株主となっている場合、当該相手方に保有されている株式 等



政策保有株式の開示について、2019年3月期の有価証券報告書を見る中では、投資家が好事例と考える開示と現状の開示の乖離が大きいとの意見が聞かれたため、投資家が政策保有株式の開示に対して、どのような開示を期待しているかをまとめた「**政策保有株式:投資家が期待する好開示のポイント(例)**」を公表した。

Ⅲ.「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正 2020年3月期①

【事業の状況】1.経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

DWG報告

「ビジネスモデルについても(中略)経営戦略と関連付けて説明し、投資家による経営戦略の適切性や実現可能性の考察にも資するものとすべき」

「経営戦略の実施状況や今後の課題もしっかりと示しながら、MD&AやKPI、リスク情報とも関連付けて、より具体的で充実した説明がなされるべき」

改正後	従来
①最近日現在における連結会社の経営方針、経営戦略等の内容 <u>(連結会社の経営環境(例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等)についての経営者の認識の説明を含め、主な事業の内容と関連付けて記載)</u>	①最近日現在における連結会社の経営方針、経営戦略等の内容 (経営方針・経営戦略等を定めている場合のみ)
②最近日現在における連結会社が優先的に対処すべき事業上、財務上の課題について、その内容、対処方針等を経営方針・経営戦略等と関連付けて具体的に記載	②最近日現在における連結会社が優先的に対処すべき事業上、財務上の課題についてその内容、対処方針等を具体的に記載

(注)「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」は、「コーポレート・ガバナンスの概況」において記載することとされた。

Ⅲ.「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正 2020年3月期②

【事業の状況】 2.事業等のリスク

DWG報告

「経営者視点からみたリスクの重要度の順に、発生可能性や時期・事業に与える影響・リスクへの対応策等を含め、企業固有の事情に応じたより実効的なリスク情報の開示を促していく必要がある」

改正後	従来
① 有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、<u>経営者が連結会社の経営成績等の状況に重要な影響を与えると認識している「主要なリスク」</u>（右記(i)～(v)）について イ) <u>リスクが顕在化する可能性の程度や時期</u> ロ) <u>リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容</u> ハ) <u>リスクへの対応策</u> <u>など具体的に記載</u> ② <u>リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して分かりやすく記載</u>	① 有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、 (i) 連結会社の経営成績等の状況の異常な変動 (ii) 特定の取引先・製品・技術等への依存 (iii) 特有の法的規制・取引慣行・経営方針 (iv) 重要な訴訟事件等の発生 (v) 役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項について、一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載

(注)認識している主要なリスクについて敢えて記載しなかった場合、虚偽記載に該当することがあり得るとされている。

Ⅲ.「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正 2020年3月期③

【事業の状況】 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD & A)

DWG報告

「MD & Aは経営者視点からの情報を提供し、投資家の企業に対する理解を深めるための、経営の根幹に関わる、経営者の認識が問われる情報であることから、経営者としての説明責任を果たしていくことが求められる」

「セグメント分析に際しては、経営管理と同じセグメントに基づいて、セグメントごとの資本効率も含め、セグメントの状況がより明確に理解できるような情報が開示されることが必要である」

「資本の財源およびキャッシュ・フローに関する情報については、投資判断に不可欠な情報であり、どこからどのように資本やキャッシュを調達しているのか、経営戦略の遂行上、調達した資本やキャッシュをどのように設備投資や研究開発に振り分けていくのか、といった情報がより実効的に開示されるべき」

「会計上の見積り・仮定は、投資判断・経営判断に直結するものであり、経営陣の関与の下、より充実した開示が行われるべき」

Ⅲ.「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正 2020年3月期④

【事業の状況】 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD & A)

改正後	従来
① 経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容を「 <u>経営方針、経営成績及び対処すべき課題等</u> 」に記載した経営方針・経営戦略等の内容のほか、 <u>有価証券報告書に記載した他の項目の内容と関連付けて記載</u>	① 経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容を記載
② <u>キャッシュ・フローの状況の分析等の記載にあたっては、資金調達の方法及び状況並びに資金の主要な用途を含む資金需要の動向についての経営者の認識を含めて記載</u>	②ー
③ <u>連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り、見積りに用いた仮定のうち、特に重要なものについて、見積りにより経営成績等に生じる影響など、「経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報を記載（「経理の状況」の注記にその旨を記載することで省略可）</u>	③ー

Ⅲ.「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正 2020年3月期⑤

【コーポレート・ガバナンスの状況等】

【監査の状況】

適用時期	開示項目
■2019年3月31日以後終了する年度の有価証券報告書から適用	(1) 会計監査の状況（監査人の選定理由・評価） (2) 監査報酬の内容等（ネットワークベースの報酬(※)、監査報酬の同意理由） (※) 経過措置：2019年3月31日～2020年3月30日までの間に終了する年度は従前規定の適用可
■2020年3月31日以後終了する年度の有価証券報告書から適用 ただし、2019年3月31日以後終了する年度の有報からの適用可	(1) 監査役監査の状況（監査役会等の活動状況） (2) 会計監査の状況（継続監査期間）

Ⅲ.「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正 2020年3月期⑥

(1) 監査役監査の状況(監査役会等の活動状況)

DWG報告

「監査役会等の具体的な活動状況は、監査役会等の実効性を判断する上で必要な情報である。監査人と監査役の連携状況等を理解するため、開催頻度や出席状況等の計数的な開示だけでなく、議論された内容や監査役会が監査人の指摘にどのように対応したか等も含まれるべきである」

改正後	従来
以下の事項について具体的かつ分かりやすく記載 ①監査役監査の組織 ②監査役監査の人員 ③監査役監査の手続 ④ <u>最近事業年度における提出会社の監査役会等の活動状況</u> ・開催頻度 ・主な検討事項 ・個々の監査役の出席状況 ・常勤の監査役の活動等	以下の事項について具体的かつ分かりやすく記載 ①監査役監査の組織 ②監査役監査の人員 ③監査役監査の手続

(注) 監査役及び監査役会の活動状況については、常勤者のみならず、非常勤の者も含めて記載される必要がある。

Ⅲ.「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正 2020年3月期⑦

(1) 監査役監査の状況(監査役会等の活動状況) 早期適用の例

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

a 監査役監査の組織、人員及び手続きについて

イ、当社は監査役会設置会社で常勤監査役1名(社外監査役)、非常勤監査役2名(社外監査役)の3名で構成されております。

ロ、監査役監査の手続き、役割分担については、期初に策定する監査方針及び役割分担に基づき、常勤監査役の安田優は各種重要会議への出席、重要な書類の閲覧、各部署への往査と工事現場の实地調査、期末決算監査等を担っており、非常勤監査役の中下壽雄、舩屋年彦は、取締役会等限定的な重要な会議への出席と分担しています。

ハ、各監査役の経験及び能力

氏名	経験 及び 能力
常勤監査役(社外) 安田 優	金融機関における豊富な融資業務・監査業務の経験から財務・会計に関して相当程度の知見を有しております。
非常勤監査役(社外) 中下 壽雄	長年大手建設会社の副社長として経営に従事、その職歴から法務・リスク管理面での相当程度の知見を有しております。
非常勤監査役(社外) 舩屋 年彦	金融機関・中堅企業におけるガバナンスに携わった豊富な業務経験から、コンプライアンス・財務面に關し相当程度の知見を有しております。

b 監査役及び監査役会の活動状況

イ、監査役会の開催頻度・個々の監査役の出席状況

当事業年度において当社は監査役会を原則月1回開催しており(他に臨時4回開催)、個々の監査役の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
安田 優	16回	15回(94%)
中下 壽雄	16回	16回(100%)
舩屋 年彦	16回	15回(94%)

ロ、監査役会の平均所要時間は40分程度、付議議案件数は15件であります。

ハ、監査役会の主な検討事項

- ・内部統制の整備
「内部統制システムの基本方針」の取締役会での決議のフォロー
- ・重点監査項目等
IPOに向けた課題への取組み状況
コンプライアンス態勢、パワハラ・セクハラ防止に係る実施状況
反社会的勢力との取引排除態勢の運営状況
リスク管理態勢の運営状況
- ・会計監査人の監査の相当性
監査計画と監査報酬の適切性
監査の方法及び結果の相当性
監査法人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制
- ・競合取引・利益相反
「取締役業務執行確認書」による申告
「諸会費勘定元帳」、「広告宣伝費勘定元帳」等の帳票の閲覧点検
- ・不祥事等の対応(現場事故を含む)
事故の発生の都度、再発防止策等の点検等

ニ、常勤及び非常勤監査役の活動状況

- ・代表取締役及び取締役へのヒアリング
年2回の頻度で実施(常勤監査役・非常勤監査役)
- ・重要会議への出席
取締役会、経営会議、工務会議等への出席(非常勤監査役は取締役会のみ)
- ・重要な決裁書類等の閲覧
一般稟議書、専決稟議書、接待伺書等(常勤監査役)
- ・往査
各本部(常勤監査役)及び工事現場往査(全監査役)
- ・取締役会、監査役会での意見の表明
四半期に1回の頻度で表明(常勤監査役)
- ・社外取締役との連携
四半期に1回の頻度面談(常勤監査役)
- ・三様監査連絡会の開催
四半期に1回の頻度で実施(全監査役)

(2) 会計監査の状況(継続監査期間)

WG報告

「監査法人におけるローテーション制度が導入されていない中、継続監査期間は、監査人の独立性を判断する観点から重要な情報である」

改正後	従来
<u>提出会社の監査公認会計士等が監査法人である場合</u> ①当該監査法人の (i) 名称 (ii) <u>継続監査期間</u> ②業務を執行した公認会計士の氏名 ③監査業務に係る補助者の構成	①業務を執行した公認会計士の (i) 氏名 (ii) 所属する監査法人名 (iii) 継続監査期間(7年を超える場合に限る。) ②監査業務に係る補助者の構成 ③監査証明を個人会計士が行っている場合の審査体制
<u>提出会社の監査公認会計士等が公認会計士である場合</u> (略)	

(注)継続監査期間の考え方:過去に提出会社において合併等があった場合等

(2) 会計監査の状況(継続監査期間) 早期適用の例

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(3) 【監査の状況】

③ 会計監査の状況

・ 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(中略)

・ 継続監査期間

46年間

業務執行社員のローテーションに関しては適切に実施されており、原則として連続して7会計期間を超えて監査業務に関与しておりません。

なお、筆頭業務執行社員については連続して5会計期間を超えて監査業務に関与しておりません。

(中略)

VI. 監査上の留意事項

VI. 監査上の留意事項 開示書類におけるその他の記載内容に関する手続

業務本部 2020年審理通達第2号「開示書類におけるその他の記載内容に関する手続実施上の留意事項」(2020年2月20日 日本公認会計士協会)

2019年1月31日に「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布・施行され、有価証券報告書の記述情報について、より充実した開示が求められることとなったことから、開示書類におけるその他の記載内容に関する手続を定める監基報720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」の重要性が高まる。

■関連する監査基準委員会報告書

- ・ その他の記載内容は監査意見の対象ではなく、監査人は、その他の記載内容が適切に記載されているかどうかを判断する特定の責任を有していないが、監査した財務諸表とその他の記載内容との重要な相違によって、監査した財務諸表の信頼性が損なわれることがある。このため、監査人は、**監査した財務諸表との重要な相違を識別することを目的に、その他の記載内容を通読することが求められている。**(監基報720 第1項及び第5項)
- ・ 監査人は、監査報告書日の前にその他の記載内容を入手できるように、その他の記載内容を入手する時期について経営者と適切に調整しなければならない。なお、監査人に対する通読の要求は、**監査人がその他の記載内容を監査報告書日の前に入手したか、後に入手したかにかかわらず同じである。**(同第6項)

■留意事項

- ・ 企業情報の開示の充実の要請により、その他の記載内容の作成にこれまで以上に時間を要することも想定されることから、その他の記載内容の入手スケジュールについて経営者と事前協議し、それに応じて監基報720 が定める**通読のために必要なりソースを確保することがより重要となる点**に留意する必要がある。
- ・ 監査人は、その他の記載内容を通読することにより重要な相違を識別した場合、又は明らかな事実の重要な虚偽記載に気付いた場合、**監査した財務諸表又はその他の記載内容を修正する必要があるかどうかを判断し、**経営者と当該事項について協議の上、その状況において必要な手続を実施することが求められている点にも留意する必要がある。

VI. 監査上の留意事項 会社計算規則の改正

2019年12月27日、法務省は、「会社計算規則の一部を改正する省令」(以下「本省令」という。)を公布した。

1.本省令の内容

本省令においては、2018年7月及び2019年9月に実施された監査基準の改訂を受け、会社計算規則に則った会計監査人の会計監査報告の内容について、改訂後の監査基準に対応する改正が実施された。具体的には、会社計算規則に則った会計監査人の会計監査報告の内容について、以下の改正が行われた。

- 「**継続企業の前提に関する注記に関する事項**」を追記情報の記載項目から、**独立した区分**に変更する。(2018年7月の監査基準の改訂に対応)
- 除外事項を付した限定付適正意見を会計監査報告の内容とする場合において、会計監査報告の内容としなければならない事項に**除外事項を付した限定付適正意見とした理由**を追加する。(2019年9月の監査基準の改訂に対応)
- 本省令の公開草案に対する意見に対する法務省の考え方として、会社法に基づく会計監査報告において「**監査上の主要な検討事項**」の記載を法令で求めることはしないものの、「会計監査人の監査の方法及びその内容」に含まれるものとして、**任意に記載**することはできる旨が示されている。

2.施行時期

本省令は公布の日から施行する。

■経過措置

本省令による改正後の会社計算規則の規定は、**2020年(令和2年)3月31日以降に終了する事業年度**に係る計算関係書類についての会計監査報告について適用することとされている。

VI. 監査上の留意事項 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の改正

2018年(平成30年)11月30日に「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成30年内閣府令第54号)が公布・施行された。

1. 監査上の主要な検討事項

- 監査人は、**監査上の主要な検討事項**について、意見不表明の場合を除き、監査報告書に次の事項を記載する(監査証明府令第4条第1項第1号二第5号)。

2. その他の改正(監査報告書の記載区分等)

- 監査人の意見を監査報告書の冒頭**に記載することとし(第4条第1項第1号イ)、その後に**意見の根拠**を記載することとした(同号ロ、第4条第4項)。
- 経営者の責任を**経営者及び監査役等の責任**に変更し、「財務報告に係る過程を監視する責任があること」を明記することとした(同号へ、第4条第7項)。
- 監査上の主要な検討事項が導入されたことにより、これまで以上に監査役等と適切な連携を図ることが重要となることから、「**監査役等と適切な連携を図ること**」を明記することとした(第4条第8項第8号)。
- 従来、追記情報の一部としていた継続企業の前提に関する注記の記載(財務諸表等規則第8条の27(連結財務諸表規則第15条の22において準用する場合を含む。))を**独立した区分**とし(監査証明府令第4条第1項第1号ハ)、さらに、**経営者の責任として「継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること」**(第4条第7項第1号ハ)及び公認会計士又は監査法人の責任として**「継続企業の前提に関する経営者の評価について検討すること」**(第4条第8項第7号)を明記した。

3. 施行時期

監査上の主要な検討事項は**2021年3月31日以後**に終了する連結会計年度等の監査証明から適用する。早期適用時期を2020年3月31日以後に終了する連結会計年度等の監査証明から適用する。

監査上の主要な検討事項以外の改正については、**2020年3月31日以降**に終了する連結会計年度等の監査証明から適用する。

VI. 監査上の留意事項 内部統制監査①

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂に関する意見書(以下「本意見書」という。)の公表について(金融庁、2019年12月13日)

1.本意見書の内容

2018年7月に実施された監査基準の改訂において、財務諸表監査における監査報告書の記載区分等が改訂されたことに伴い、内部統制監査報告書についても記載区分の改訂をする必要が生じました。このため、本意見書では、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準について、以下の改訂が実施されている。

- 「監査人の意見」を内部統制監査報告書の冒頭に記載し、新たに「意見の根拠」区分を設ける。
- 「経営者の責任」を「経営者及び監査役等の責任」と変更し、監査役等の財務報告に係る内部統制に関する責任(内部統制の整備及び運用状況の監視、検証する役割と責任)を記載する。
- 平成26年会社法改正で新たに導入された監査等委員会設置会社について対応を図るため、「監査役又は監査委員会」の文言が「監査役等」(監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会)に更新されています。

2.実施時期

本意見書では、2020年3月31日以後終了する事業年度における財務報告に係る内部統制の評価及び監査から改訂後の基準を適用することとされている。

VI. 監査上の留意事項 内部統制監査②

「監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」の改正について」(**公開草案**)の公表について(2020年01月31日)

日本公認会計士協会(監査・保証実務委員会)は、企業会計審議会から2019年12月6日付けで公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂に関する意見書」を受け、監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」の見直しを行った。

本公開草案の主な改正内容は、以下の通りである。

- ・内部統制監査報告書の記載順序の変更(意見区分を冒頭に、意見の根拠区分の新設等)
- ・監査役等の財務報告に関する内部統制に関する責任の記載
- ・その他適合修正

VI. 監査上の留意事項 経営者確認書

監査基準委員会報告書 580「経営者確認書」(2019 年 6 月 12 日)

1. 会社法に基づく監査の経営者確認書(計算書類)の記載例

計算書類等

1. 私たちは、×年×月×日付けの(×年×月期に係る)監査契約書に記載されたとおり、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び会社計算規則に準拠して計算書類等を作成する責任(継続企業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任をむ。)を果たしました。計算書類等は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び会社計算規則に準拠して会社の財産及び損益の状況を適正に表示しております。

2. 金融商品取引法に基づく監査の経営者確認書(連結財務諸表)の記載例

財務諸表

1. 私たちは、×年×月×日付けの(×年×月期に係る)監査契約書に記載されたとおり、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則等」という。)に準拠して財務諸表等を作成する責任(継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。)を果たしました。財務諸表等は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務諸表等規則等に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。

(注)公開草案(2020年1月31日)

「すべて」→「全て」、「計算書類」→「計算書類等」、「財務諸表」→「財務諸表等」

VI. 監査上の留意事項 会長声明①

会長声明 2020 年2月 14 日「最近の不適切会計に関する報道等について」

■本年1月 24 日に東京商工リサーチの発表

2019 年1月から 12 月の1年間に「不適切な会計・経理(以下、不適切会計)」を開示した上場企業が **70 社**、案件が **73 件**であったと発表しました。前年の 54 社から 29.6%増、集計を開始した 2008 年以降、最多とのこと。

・不適切会計の内容

経理や会計処理ミスなどの「誤り」が 31 件、次いで、子会社での不適切会計処理などの「粉飾」が 28 件

・産業別

製造業が 30 社、次いでサービス業が 11 社

■監査業務の責任者を務める会員各位へのお願い

- ・ 不適切会計に関する報道や不適切会計に関わった企業からの情報開示に注意を払い、**自らの監査業務の実施に当たって考慮すべき事項がないかどうか**、慎重に検討いただくようお願いします。
- ・ 監査における不正リスク対応基準とともに、循環取引については**会長通牒「循環取引等不適切な会計処理への監査上の対応等について」(2011 年9月 15 日公表)**を今一度確認いただくようお願いします。
- ・ 監査の実施過程において、不適切会計の防止と発見について、**改めて経営者及び監査役等と有意義なコミュニケーション**を行うよう心がけ、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況を再検討するなど、適切に対処するようお願いします。

会長通牒「循環取引等不適切な会計処理への監査上の対応等について」(2011 年9月 15 日公表)

「循環取引等は、一般に経営者又は内部統制上重要な役割を担う従業員により意図的に行われ、巧妙な隠ぺい行為を伴うという特殊性を含んでいる」(会長通牒)というように、循環取引に対する監査の困難性は以前から指摘されている。過去から数々の循環取引等に係る事案が発覚し、監査基準等の見直しが行われてきたものの、監査において循環取引等に係る事案を発見できないケースは後を絶たない。

■ 重要な循環取引等が発見できない監査上の要因を下記のように例示し、「個々の監査業務において例示したような要因が潜んでいないかどうかも考慮し、品質管理機能が十分に機能するよう努めることに留意する」よう要請している。

- ・ 結果として異常性、不整合、不一致、不釣り合いなど不適切な問題があると認められる場合における、**その「兆候」の見落とし又は追求が不十分である**(不正のリスクを認識しながらの手続不足などを含む)。
- ・ 重要な虚偽表示の**リスクの評価及び評価結果への対応**が不十分である。
- ・ 監査業務に係る**審査**が有効に機能していない。

■ 上記要因分析を踏まえ、会長通牒では、監査手続実施上の留意事項を下記9項目に分類し示している。

①リスクの評価、②取引実態の把握、③残高等の確認、④立会・現場視察、⑤外注先等への往査、⑥専門家の利用、⑦関係会社の監査、⑧異常性分析、⑨異常点への対応手続。

例えば、①のリスクの評価では、「ワンマン経営者が連続増収や予算の達成を強く指示する企業風土や、特定の個人に権限が集中するような職務分離上の問題がある場合、相対的に不正が発生しやすい環境となっている点に留意する」、「取引先の知名度や会社規模等を過度に信頼してはならない。有名企業のOBの関与や、有名企業名を用いることにより、不正の隠れ蓑にされる事例も生じている」などと指摘。②取引実態の把握では、ソフトウェアの存在確認に関し、「注文書・検収書等との照合という形式的な監査手続に終始することなく、開発記録・工程進捗表等のコストに係る記録の確認等、取引実態の合理性の観点から検討が必要な場合がある」とし、「取引実態に懸念が残るときには、状況に応じ、エンドユーザーに照会を行って取引対象物の存在を確かめることが有効な場合がある」とまで言及している。

V. 会計基準等の公表

V. 会計基準等の公表 時価算定会計基準等①

公表された会計基準等

<ASBJから2019年7月4日に公表>

- 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」
- 改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」
- 改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」
- 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
- 改正企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」
- 改正企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

<日本公認会計士協会から2019年7月4日に公表>

- 会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」
- 「金融商品会計に関するQ&A」

V. 会計基準等の公表 時価算定会計基準等②

時価算定会計基準、時価算定適用指針

■適用時期及び適用初年度の取扱い

(1) 適用時期

2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとされています。

ただし、

- ・ 2020年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができる。

- ★ 2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。

(2) 経過措置

a) 適用による影響の反映方法

(ア) 原則

本会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用する。

(イ) 例外

本会計基準等の適用に伴い時価を算定するために用いた方法を変更することとなった場合で、当該変更による影響額を分離することができるときは、会計方針の変更に該当するものとし、当該会計方針の変更に過去の期間のすべてに遡及適用することができる。

また、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額は、適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することもできる。

b) 投資信託に関する経過措置

c) 組合等出資に関する経過措置

V. 会計基準等の公表 改正企業結合会計基準

企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」

(1) 適用時期

- ・ 2019年1月16日に、ASBJより改正企業結合会計基準が公表された。
- ・ 本改正は、**2019年4月1日以後開始**する事業年度の期首以後実施される組織再編から適用することとされているため、2020年3月期が適用初年度に該当する。

(2) 概要

- ・ 従来、企業結合に関して、将来の業績に依存して追加で対価を支払う場合の会計処理は企業結合会計基準で明確化されていたが、逆に将来の業績に依存して**対価が返還される場合の取扱い**が明確にされていなかった。
- ・ 今回の改正により、企業結合契約において定められるものであって、企業結合契約締結後の将来の特定の事象又は取引の結果に依存して、企業結合日後に追加的に交付される若しくは引き渡される又は返還される取得対価が、**条件付取得対価**(企業結合会計基準(注2))と定義され、対価が返還される条件付取得対価の会計処理が明確化された。

V. 会計基準等の公表 公開草案①

公表された会計基準等の公開草案

＜ASBJから2019年10月30日に公表＞

- 企業会計基準公開草案第66号(企業会計基準第29号の改正案)「収益認識に関する会計基準(案)」
- 企業会計基準適用指針公開草案第66号(企業会計基準適用指針第30号の改正案)「収益認識に関する会計基準の適用指針(案)」

＜適用時期＞

令和3年4月1日以降開始する連結会計年度および事業年度の期首から

早期適用として

- ・令和2年4月1日以降開始する連結会計年度および事業年度の期首から
- ・令和2年4月1日に終了する連結会計年度および事業年度から令和3年3月30日に終了する連結会計年度及び事業年度までにおける年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表から

- 企業会計基準公開草案第68号「会計上の見積りの開示に関する会計基準(案)」
- 企業会計基準公開草案第69号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準(案)」

V. 会計基準等の公表 公開草案②

企業会計基準公開草案第68号「会計上の見積りの開示に関する会計基準(案)」

■適用時期及び適用初年度の取扱い

(1) 適用時期

・原則的な適用

2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用する。

・早期適用

公表日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。

(2) 適用初年度の取扱い

・本公開草案の内容の適用は、表示方法の変更として取り扱う。

・企業会計基準第24号第14項の定めにかかわらず、本公開草案に定める注記事項について、適用初年度の連結財務諸表及び個別財務諸表に併せて表示される前連結会計年度における連結債務諸表に関する注記及び前事業年度における個別財務諸表に関する注記(比較情報)に記載しないことができる。

V. 会計基準等の公表 公開草案③

企業会計基準公開草案第69号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準(案)」

■適用時期及び適用初年度の取扱い

(1) 適用時期

・原則的な適用

2021年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。

・早期適用

公表日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することができる。

(2) 適用初年度の取扱い

・本公開草案を適用したことにより新たに注記する会計方針は、**表示方法の変更には該当しない**。

・本公開草案を新たに適用したことにより関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続を新たに開示するときには、**追加情報としてその旨を注記する**。